

「倉敷市住生活基本計画改定（素案）について」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市住生活基本計画改定（素案）について」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 1人 1件

2 御意見の要旨と市の考え方
次ページのとおりでです。

3 今後の予定

改定後の倉敷市住生活基本計画について、令和5年3月下旬頃ホームページで公開する予定です。

4 参考

意見募集期間 令和4年12月26日（月）～令和5年1月25日（水）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 建設局 建築部 住宅課

	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	<p>マンション管理適正化のための具体的な支援制度の周知を計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>「マンション管理の適正化の推進」における主要施策 「マンションの管理状況の把握及び管理の適正化に関する情報提供」において、支援制度の周知について追記させていただきます。</p>

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市住生活基本計画改定(素案)について
2 募集期間
令和4年12月26日(月)～令和5年1月25日(水)
3 趣旨
<p>倉敷市住生活基本計画は、市民の住生活の安定及び向上のための施策の展開等、具体的な方策を示すことを目的として、平成23年3月に策定されました。</p> <p>平成28年4月の改定から6年が経過する中で、平成30年7月豪雨をはじめとした大規模災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変容等、本市の住生活を取り巻く環境は大きく変化しているといえます。</p> <p>こうした社会情勢の変化等に伴う新たな課題に対応するとともに、国や県の示す住生活基本計画の改定を踏まえ、市民の豊かな住生活の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を改定するものです。</p> <p>この改定(素案)について、市民等から広く意見等を募集するためパブリックコメントを実施します。</p>
4 資料閲覧場所
・住宅課 ・情報公開室 ・児島、玉島、水島の各支所総務課、真備支所市民課、船穂、庄、茶屋町の各支所 ・市ホームページ
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 住宅課 ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 住宅課 必着 (3) F A X (086-427-3536) (4) Eメール(hsng@city.kurashiki.okayama.jp)
6 問合せ先
建設局 建築部 住宅課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁6階 ;086-426-3531 FAX;086-427-3536 アドレス;hsng@city.kurashiki.okayama.jp